

防犯建物部品について



■官民合同会議の役割について

昨今の侵入窃盗(強盗)事件の増加は、大きな社会問題としてクローズアップされています。この侵入窃盗に対する手段の一部として“防犯性能の高い建物部品”の早急な開発が大きく求められる事となり、警察庁、国土交通省、経済産業省の支援のもと、平成14年11月に行政、住宅生産者団体、防犯建物部品関連団体等からなる、官民を横断した“防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議”が組織化されました。

防犯性能の高い建物部品を開発・普及・促進します。

(社)日本サッシ協会では、防犯建物部品関連団体の一員として、サッシメーカー各社と協会会員各社が連携を図り、規定の性能基準を有する商品(防犯性能の高い建物部品)の普及・促進を図っています。
 なお、該当商品には、統一マークと共通呼称(防犯建物部品)を活用しています。

防犯性能の高い建物部品(防犯建物部品)とは

侵入者がピッキングやドア錠のこじ破りなどの行為を開始してから、建物の内部に侵入が可能になるまでの時間を“抵抗時間”と呼びます。各商品ごとに定められた試験を行い抵抗時間が5分以上であることが確認されたものが“防犯性能の高い建物部品(以下、防犯建物部品という)”と定義されています。

防犯性能は、人為的破壊行為による侵入手口に対する抵抗力を示すものです。防犯建物部品の性能基準は、侵入手口に対し5分以上の抵抗性能を有することとなっています。

〈統一マークと防犯建物部品について〉

“防犯性能の高い建物部品”を広く皆様への普及・促進を行う上で共通呼称(防犯建物部品)とシンボルマークが、官民合同会議にて作成されました。このマークは、“防犯性能の高い建物部品リスト”に公表記載された“防犯建物部品”のみに与えられます。

※統一マークは、“防犯”=“Crime Prevention”の頭文字CとPをシンボル化しています。

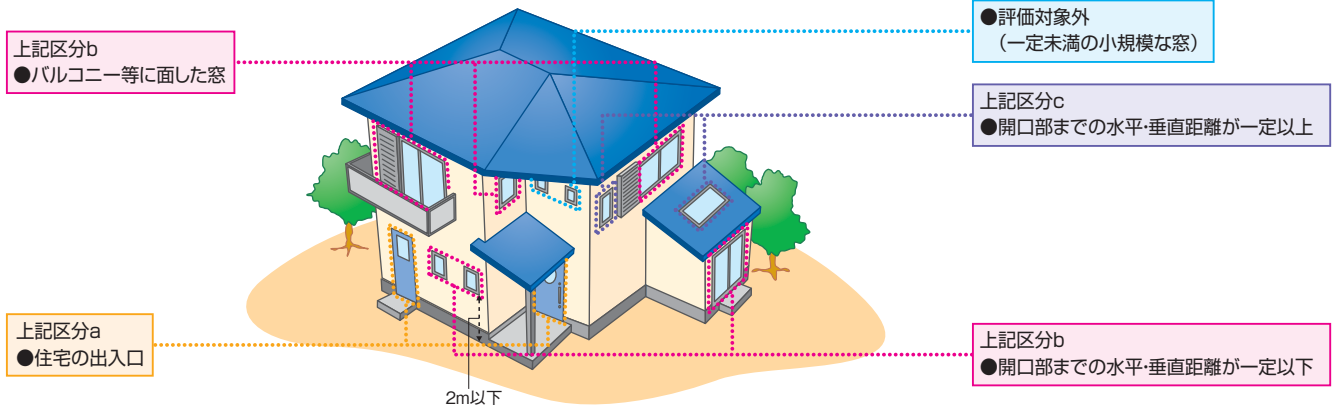
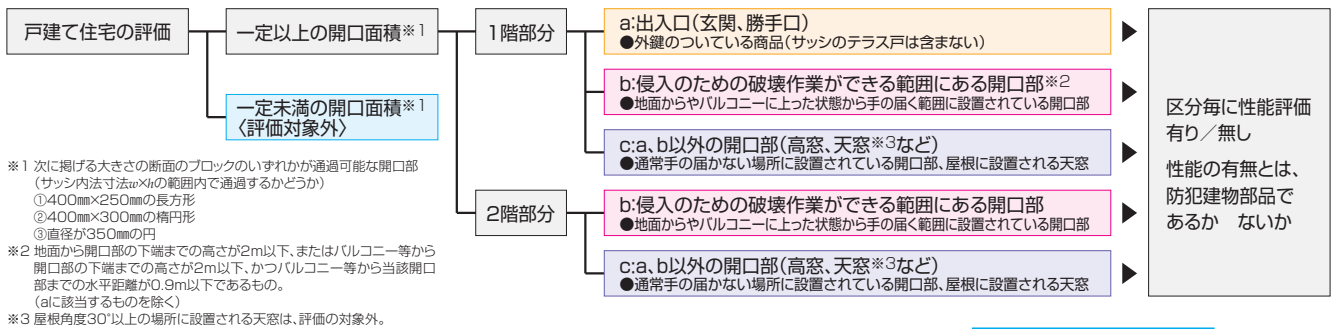


防犯建物部品関連団体

- 板硝子協会
- 日本ウインドウ・フィルム工業会
- (社)日本サッシ協会
- (社)日本シャッター・ドア協会
- 日本ロック工業会
- (以上5団体)

■開口部の侵入防止対策の概要 ●戸建て住宅のほか、集合住宅(アパート含む)について別途基準があります。

『住宅性能表示制度』では、住宅の開口部は、外部からの接近のしやすさに応じて区分され、すべての開口部は侵入防止対策上、有効な措置が講じられているかを評価されます。



■防犯建物部品の共通標章(CP)表示について

住宅性能表示制度の改定に伴い、“防犯に関すること”が追加され、2006年4月1日より施行されました。官民5団体※は、下記を目的に“防犯建物部品の共通標準ラベル(CPマーク)”を制定しました。

●日本住宅性能評価基準における建設評価時の“侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部”であるとの証明方法として。

●消費者に幅広く、防犯意識を高めていただくことと、“防犯性能の高い建物部品(防犯建物部品)”の周知。

当社では、開口部品などの申請登録目録品には、出荷段階でCPラベルを貼付しています。

※警察庁、国土交通省、経済産業省、防犯建物部品関連団体(板硝子協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、(社)日本サッシ協会、(社)日本シャッター・ドア協会、日本ロック工業会)。
また上記の4団体に住宅生産者団体を加えて“防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議”が組織化されています。

●CPラベルの適用範囲

CPラベルは、官民合同会議が公表する“防犯建物部品目録”に申請、登録された防犯建物部品のみ貼付します。サッシ、ガラス、ロックなどの個々にCPラベルを貼付します。

(防犯建物部品は個々の部品認証です)

防犯建物部品について

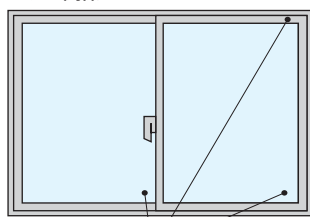
侵入者がピッキングやドア錠のこじ破りなどの行為を開始してから、建物の内部に侵入が可能になるまでの時間を“抵抗時間”と呼び、各商品ごとに定められた試験を行い抵抗時間が5分以上であることを確認されたものが防犯建物部品として公表されています。

ご注意

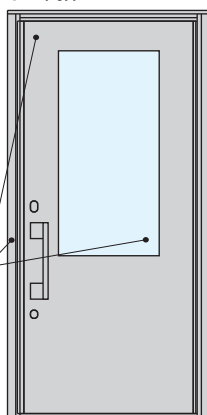
防犯配慮商品および防犯配慮部品は、防犯性の向上を考えたものです。犯罪行為による被害の補償はいたしかねます。

●サッシ・ドアなどのラベル貼付位置

サッシ関係



ドア関係



本体、ガラス、錠セットに貼付されます。

サッシ・ドアなどのラベル貼付位置

●サッシ関係:障子の上框に貼付(内観右上/1枚)

●ドア関係:戸先の内観上部に貼付(1枚)

●引戸関係:引戸本体に貼付(内観右上/1枚)

●シャッター関係:本体の内観右下(1枚)

●雨戸関係:本体個々に内観右上(1枚)

対象となる物全てにCPラベルの貼付が必要です。

サッシおよびガラス
ドア・引戸…本体、ガラス、錠セット

●開閉式種類別のCPラベル貼付(適合品対象)

	ガラス	窓	ロック
侵入防止に有効な開口400×250mm、φ350mm以下	—	—	—
FIX窓(開閉形式の無窓)	○	—	—
開閉形式のある窓(引き形式、開き形式)	○	○	—
開閉形式のあるドア(ドア、引き戸等)	○	○	○

●ラベルの貼付開始時期について

CPラベルは2006年6月生産分から貼付し、出荷しています。

●住宅商品における対象品目

対象品目は、メーカーごとに申請登録した目録品のみが該当します。

種類	品目	防犯表示対象
サッシ	FIX窓	×
	引違い片引き・引分け窓	○
	両上げ下げ・片上げ下げ窓	○
	開き・たてすべり出し窓・テラスドアなど	○
	ルーバー・オーニング窓	×
	突出しすべり出し窓	○
	内・外倒し窓	×
ドア・引戸	折りたたみ窓	○
	玄関引戸・勝手口引戸	○
	玄関ドア・勝手口ドア 上げ下げ内蔵勝手口ドア	○
付属部品 (部材)	雨戸本体	○
	窓シャッター本体	○
	天窓(トップライト)	×
	面格子	○
ガラス	単板ガラス	×
	防犯合わせガラス	○
	複層ガラス	×
	防犯合わせ複層ガラス	○
ロック・錠		○

※上記の対象品目は2006年4月1日現在のものです。

ご注意

- ・引違い窓の“中棧付”は登録外商品のためCPラベルの貼付はできません。一枚ガラス障子に別売り中棧を取付けた場合は、防犯建物部品となりませんのでご注意ください。
- ・サッシおよびガラスなどは、防犯建物部品として個々に認証されています。窓としては、防犯建物部品であるサッシおよびガラスの組合せが必要となります。

防犯建物部品は以下の17品目

- 住宅用ドア(ドアA種) ※低層住宅用玄関ドアなど
 - マンション用スチールドア(ドアB種) ※中高層マンションやビルに用いられる鋼製ドア
 - ガラスドア
 - 上げ下げ内蔵ドア
 - 引戸
 - ガラス引戸
 - 錠、シリンダーおよびサムターン
 - サッシ
 - ガラス
 - ウインドウフィルム
 - 雨戸
 - 面格子
 - 窓シャッター
 - 重量シャッター
 - 軽量シャッター
 - オーバーヘッドドア
 - シャッター用スイッチボックス
- ※品目は住宅用防犯建物部品を対象に掲載しています。

防犯建物部品の区分と種類

区分	開閉形式	種類 (注)中棧付は対象外
窓	引き	引違い・片引き・両引き(引分け)
	開き	開き(テラスドア含む)・たてすべり出し・すべり出し・突出し
	折りたたみ	片開き・両開き
	上げ下げ	片上げ下げ、両上げ下げ
ドア・戸	ドア(A種)	片開き・親子開き・両開き
	ガラスドア	片開き
	上げ下げ内蔵ドア	片開き
	引戸	引違い・片引き・両引き(引分け)
	ガラス引戸(自動を含む)	片引き・両引き(引分け)
付属部品	巻上げシャッター	窓シャッター
	雨戸	雨戸
	面格子	窓用面格子

- 防犯建物部品に使用されているガラスおよび錠は、官民合同会議で公表されたものを使用することが前提です。
- はめ殺し形式のサッシは、官民合同会議が公表した防犯ガラスを用いることにより、防犯建物部品となります。
- ※サッシのほか、ドアおよび引戸のはめ殺し形式の袖部分等を含みます。
- 左表に掲載されている開閉形式およびはめ殺し形式だけを用いて、連窓・段窓としたもの(出窓ドア・引戸の袖部・ランマ部を含む)は、防犯建物部品となります。
- 住宅用とビル用では、対象とする開閉形式が異なる場合があります。

防犯建物部品の防犯性能評価

官民合同会議では、昨今横行している一般的な侵入手口と使用工具を想定し、ドアや窓などを構成する各種建物部品品目毎に試験方法を定めて防犯性能を評価しています。

防犯建物部品の種別		主な侵入手口
ドア	ドア(A種)、ドア(B種)、ガラスドア	こじ破り、受け座壊し
	上げ下げ内蔵ドア	こじ破り、受け座壊し、上げ下げ機構攻撃
	引戸、ガラス引戸(自動を含む)	こじ破り、受け座壊し
	錠(錠、シリンダー、サムターン)	ピッキング、サムターン回し
窓	サッシ(引き、開き、折りたたみ、上げ下げ)	クレセントなど締めり金物破り、こじ破り
	雨戸、窓シャッター	こじ開け、切り破り
	窓用面格子	格子外し
	(合わせ)ガラス、ウインドウフィルム	こじ破り、打ち破り
シャッター	重量シャッター、軽量シャッター	こじ開け
	シャッター用スイッチボックス	穴開け

- ①～③に示す大きさのブロックのいずれも通過が不可能な商品は、構造・仕様に関係なく(防犯合わせガラスでなくても)侵入防止に有効とみなされます。
- ①400mm×250mmの長方形
- ②400mm×300mmの楕円形
- ③直径が350mmの円
- ※枠内法寸法となります。
- ※身体の侵入が不可能とみなされます。

防犯建物部品となる組合せ例

①防犯建物部品	・公表された商品 ・FIX窓 ・FIX窓、公表商品を用いた連窓・段窓 (出窓・ドア・引戸の袖部・ランマ部含む)	+	防犯ガラス ※1 ※2	
②防犯建物部品 (付属部品で対応)	一般仕様商品または 公表された商品	+	一般ガラスまたは 防犯ガラス	+
③侵入防止に 有効なサイズ	一般仕様で通過不可能サイズ ※4	+	一般ガラス	

※1 防犯ガラス:官民合同会議で公表されたガラス(3/30mil/3またはこれを用いた被覆ガラスなど)が対象となります。

※2 ガラスのみ込み寸法が10mm以上必要です。

※3 窓シャッター・雨戸は、開放時の防犯性能はありません。サッシ部も防犯仕様とすることをおすすめします。

※4 開閉機構を有するサッシ枠の内法において次の大きさのブロックのいずれも通過が不可能と設定したものの。

①400mm×250mmの長方形

②400mm×300mmの楕円形

③直径が350mmの円

※身体の侵入が不可能とみなされます。

ご注意

適合品に一般ガラスを使用した窓(上表③)を解錠により侵入可能な窓と連窓・段窓する場合、ガラス破り等で施錠部品を解錠されるおそれがありますので防犯合わせガラスを使用してください。

※適合商品は方立・無目を使用して連窓・段窓にすることができます。

防犯建物部品の概要

防犯建物部品は外観から一見ただけでは従来品と判別がつかないものがありますが、錠や締まり金物の機構の強化、部材構成上の工夫などによって、防犯性能をより高めた侵入しにくい構造・仕様になっています。

●防犯建物部品と従来商品との仕様比較(概要比較)

品目	従来品の仕様例	防犯建物部品の仕様例
ドアA種 ガラスドア	①錠・受け座:2ロック 一般仕様 ②サムターン:一般仕様	①錠・受け座:2ロックのうち少なくとも1ヶ所は官民合同会議公表仕様の鎌式錠受け座が外されにくい構造仕様 ②サムターン:上記のうち少なくとも1ヶ所は両面シリンダーか脱着サムターン
上げ下げ 内蔵ドア	①錠・受け座:2ロック 一般仕様 ②サムターン:一般仕様 ③上げ下げ部:クレセント1ヶ所など ④格子:一般仕様	①錠・受け座:同上 ②サムターン:同上 ③上げ下げ部:補助錠×2 ④格子
ドアB種	①錠・受け座:1(2)ロック 一般仕様 ②サムターン:一般仕様	①錠・受け座:1(2)ロック 官民合同会議公表仕様受け座が外されにくい構造仕様 ②サムターン:防犯サムターン
引戸	①錠・受け座:3点締まり 一般仕様	①錠・受け座:戸と戸または戸と枠を2点拘束。戸1枚毎に鎌式錠2個を装備。外部から施錠する錠は少なくとも1ヶ所は官民合同会議公表仕様の鎌式錠・受け座が外されにくい構造仕様
サッシ(1) 引き系	①締まり機構:クレセント1ヶ所 (+下框補助錠)	①締まり機構:(例)ロック付クレセント1ヶ所+補助錠 (例)クレセント2ヶ所(うち1ヶ所はロック付)
サッシ(2) 開き系	①締まり機構:カムラッチなど1ヶ所 (+一般仕様の補助錠)	①締まり機構:(例)鎌式主錠+鎌式主錠 (例)鎌式主錠+補助錠(カムラッチなど) (例)ローラーピン式主錠+補助錠(同上)
サッシ(3) 上げ下げ	①締まり機構:クレセント1ヶ所 (+一般仕様の補助錠)	①締まり機構:(例)クレセント2ヶ所(例)鎌式錠2ヶ所 ②下障子がかじり開けられにくい構造仕様
雨戸	①締まり機構:戸袋側戸板下部錠1ヶ所 (+上部錠1ヶ所)	①締まり機構:戸板1枚毎に"上部錠+下部錠" ②錠の近傍が切り破られにくい構造仕様(5分仕様)
窓シャッター	①締まり機構:座板錠1ヶ所 (または左右各1ヶ所) ②ガイドレールとスラットの取り合い部: 通常の強風で外れない程度	①締まり機構:座板錠+中間錠(うち1ヶ所は高所に設置)または電動式ストップ構造錠近傍が切り破られにくい構造仕様 ②ガイドレールとスラットの取り合い部:スラット数枚毎に外れ止め部品設置
面格子	①格子の断面:一般仕様 ②格子の接合:リベット止めなど ③躯体(サッシ)の取付部:一般仕様	①格子の断面:切断しにくい格子断面 ②格子の接合:強固なねじ止めなど ③躯体(サッシ)の取付部:外されにくい接合構造仕様

ご注意

- 防犯性能は、人為的破壊行為による侵入手口に対する抵抗力を示すものです。防犯建物部品の性能基準は、侵入手口に対する抵抗性能を有するものですが、犯罪行為による被害の補償は、いたしかねます。
- 防犯建物部品を使用して防犯性能を満たす場合でも、施錠されていない窓の開放時の防犯性能はありません。戸締まりを確実に行ってください。

お願い

- “防犯建物部品”をご採用の際は、“防犯基準”を確保するために、適合となる構成要件をご確認ください。
- 商品に付属する組立説明書や取付説明書をよく読み、指定に従って組立や取付工事を行ってください。

シリンダー錠の防犯性能について

平成15年に施行された“特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律”(平成15年法律第65号)の第7条の規定に基づき、“指定建物錠の防犯性能の表示に関する基準”(平成16年国家公安委員会告示第1号)が平成16年4月1日より施行されています。この基準に基づき、指定建物錠に関しては、防犯性能の表示が義務付けられています。

指定建物錠とは

“住宅の玄関、その他建物の出入口の戸の施錠の用に供する目的で製作される錠(住宅/ビル問わず建物の出入口に使用する目的の錠)”または、その部品のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものをいい、シリンダー錠(シリンダーと錠ケースのセット)、シリンダー、サムターンの3種が指定されています。

ご注意

下記仕様のもは指定建物錠に該当しません。

- ①シリンダー付室内錠
- ②シリンダーのない電気錠や棒錠
- ③建物の出入口用として設計されていないシリンダー錠

防犯性能の表示区分

性能表示基準	表示	表示の有無			解説
		シリンダー錠	シリンダー	サムターン	
耐ピッキング性能	時間 (5分未満/5分以上/10分以上)	表示	表示	—	ピッキング(シリンダーのカギ穴に特殊工具を差込んで錠を操作する方法)による解錠を防ぐ性能
耐カギ穴壊し性能	時間 (5分未満/5分以上/10分以上)	表示	表示	—	工具などによってシリンダー自体を破壊し、錠内部の機構を操作する方法による解錠を防ぐ性能
耐サムターン回し性能	なし/あり	表示	—	表示	ドアにかけた穴やドアの隙間からサムターン回しなどの工具を差込み、サムターン(つまみ)を回転させる方法による解錠を防ぐ性能
耐カム送り解錠性能	なし/あり	表示	—	—	錠の構造上の隙間から針金などの工具を内部に差込み、錠内部の機構を操作する方法による解錠を防ぐ性能
耐こじ破り性能	なし/あり	表示	—	—	ドアとドア枠の隙間にバールなどの工具を差込み、デッドボルト(かんめき)を折り曲げる方法による解錠を防ぐ性能(※)
出荷時カギ本数	本数	表示	表示	—	ロック製造メーカーが出荷時に小箱に同梱した“カギ”の本数

※“耐こじ破り性能”は、シリンダー錠の性能だけを表します。取付けられるドアや引戸の性能によっては本来の性能が発揮されない場合があります。

シリンダー錠の防犯性能

●防犯建物部品(官民合同会議で公表された商品)

商品名	耐ピッキング性能			耐カギ穴壊し性能			耐サムターン回し性能		耐カム送り解錠性能		耐こじ破り性能		カギの本数
	5分未満	5分以上	10分以上	5分未満	5分以上	10分以上	なし(5分未満)	あり(5分以上)	なし(5分未満)	あり(5分以上)	なし(5分未満)	あり(5分以上)	
公表された 玄関ドア・玄関引戸			●			●		●		●		●	5本
公表された 勝手口ドア・アパートドア			●			●		●		●		●	3本

●2ロック仕様は主錠と補助錠との2個1組で性能を示します。